

せいかつほご う かた
生活保護を受けている方へ

れいわ ねん がつ せいかつふじょ きんがく か せたい
令和7年10月から、生活扶助の金額が変わる世帯があります。

せいかつふじょひ か Q. 生活扶助費はなぜ変わるの？

せいかつほごひ わた かね まいつき しょくひ こうねつすいひ あ せいかつ
生活保護費としてお渡ししているお金のうち、毎月の食費や光熱水費などに充てていただく生活

ふじょひ きんがく ほご りょう ていしょとくせたい しょうひじったい
扶助費の金額は、保護を利用していない低所得世帯の消費実態とバランスが取れているかどうか

かくにん ねん どけんしょう おこな きじゆん みなお おこな
確認するために、5年に1度検証を行っており、基準の見直しを行っています。

こんかい けんしょう けっか はんえい せたい きんがく さ ばあい
今回の検証の結果をそのまま反映すると、世帯によっては金額が下がる場合がありますが、

ぶつかじょうしょう せいかつ えいきょう ふ りんじてき とくれいてき そち じっし きんがく さ
物価上昇などによる生活への影響を踏まえて、「臨時的・特例的な措置」を実施し、金額が下がらな

ちようせい
いように調整されることになりました。

きんがく さ Q. 金額が下がらないのはどうして？金額は上がるの？

けんしょうけっか せいかつふじょひ きんがく あ ばあい さ ばあい いったいがく
① 検証結果(これまでの生活扶助費の金額から上がる場合も下がる場合もあります)に一定額

ひとり げつがく えん うわの
(1人につき月額1,500円)を上乗せします。ただし、入院患者・介護施設入所者についてはこれまで

ひとり げつがく えん いじ
の額(1人につき月額1,000円)を維持することになります。

うわの せいかつふじょひ きんがく さ ばあい せいかつふじょ
② ①の上乗せをしても、これまでの生活扶助費の金額より下がる場合には、これまでの生活扶助

ひ きんがく さ せたい せいかつふじょひ きんがく あ ばあい
費の金額からは下がらないようにします。世帯によっては、生活扶助費の金額が上がらない場合が

けんしょうけっか きんがく いったいがく うわのせ せいかつふじょひ きんがく さ
あります。検証結果による金額に一定額の上乗せをしても、これまでの生活扶助費の金額から下が

せたい きんがく さ せいかつふじょひ きんがく
ってしまう世帯については、金額が下がらないよう、これまでの生活扶助費の金額のままとなります。

ふめい てん
ご不明な点がありましたら、
ふくじむしょ と あ
福祉事務所までお問い合わせください。

川崎市

生活保護基準額表(令和7年10月～)

1 生活費 (1) 居宅で生活している方

第1類(食費や衣類など個人で使う生活費)		第2類(電気・ガス・水道など世帯で使う生活費)				世帯の人数に応じて第1類生活費の合計額に掛けます。	
年齢	第1類	人員	第2類	冬季加算(VI区)	期末一時扶助	人員	逓減率
0～2	44,580	ひとり1人	27,790	2,630	14,160	ひとり1人	1.00
3～5	44,580	ふたり2人	38,060	3,730	23,080	ふたり2人	0.87
6～11	46,460	にん3人	44,730	4,240	23,790	にん3人	0.75
12～17	49,270	にん4人	48,900	4,580	26,760	にん4人	0.66
18～19	46,930	にん5人	49,180	4,710	27,890	にん5人	0.59
20～40	46,930	にん6人	55,650	5,010	31,720	にん6人	0.58
41～59	46,930	にん7人	58,920	5,220	33,690	にん7人	0.55
60～64	46,930	にん8人	61,910	5,380	35,680	にん8人	0.52
65～69	46,460	にん9人	64,670	5,560	37,370	にん9人	0.50
70～74	46,460	にん10人以上	いじょうひとりま 以上1人増すごとに 2,760	いじょうひとりま 以上1人増すごとに 180 1,710		にん10人以上	0.50
75～	39,890	いじょう以上					

※計算式【A+B+加算】に基づいて計算します。

A=第1類×逓減率+第2類

B=生活扶助本体に係る経過的加算(A+加算の金額が今までの金額を下回る場合、経過的加算が付き、今までの金額が保証されます。)

(2) 入院している方

基準額	23,110 円以内
-----	------------

(3) 介護施設に入所している方

基準額	9,880 円以内
-----	-----------

2 住宅費

(基準以内の実費)

世帯人員	基準額
ひとり1人	53,700 円以内
ふたり2人	64,000 円以内
3～5人	69,800 円以内
6人	75,000 円以内
7人以上	83,800 円以内

※1人世帯においては、住居等の床面積が15㎡以下の場合、金額が異なります。詳しくは、福祉事務所におたずねください。

(4) 加算(世帯やその方の状態により生活費を補うもの)

- ア 障害者加算 ※重度障害の方には、別の加算もあります。
身体障害者手帳1・2級などの方 ⇒ 26,810 円
身体障害者手帳3級などの方 ⇒ 17,870 円
- イ 母子加算(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育する母子世帯など)
子ども1人 18,800 円 子ども2人 ⇒ 23,600 円
※入院している方などは、認定額が変わります。
- ウ 児童養育加算
高等学校等修了前の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童) ⇒ 10,190 円
※世帯状況に応じて児童に係る経過的加算及び母子世帯に係る経過的加算がつかう場合があります。
- エ 介護施設入所者加算(介護施設に入所している方)
⇒ 9,880 円以内
- オ 特例加算
生活扶助費が支給されている方 ⇒ 1人につき1,500円
入院患者・介護施設入所者 ⇒ 1人につき1,000円
- カ 他に、妊婦加算、在宅患者加算、放射線障害者加算などがあります。
※アとイについては金額の高い方の加算が認定されます。
また、アもしくはイが認定されている場合、エは認定されません。

3 教育費

(世帯員の方が小・中学校等に通っている場合に支給)

基準額+学級費	小学校等	中学校等
⇒ 4,570 円	⇒ 6,550 円	⇒ 6,550 円
学習支援費	⇒ 16,400円以内	⇒ 59,800円以内

※給食費、教材費などは実費で支給されます。

4 その他

医療費、介護費、出産費、生業費(技能修得費、高等学校等就学費など)、葬祭費があります。

5 勤労控除

収入があった場合、上記の基準生活費と当該収入を比べ、不足する分を保護費として支給するのが原則ですが、勤労収入を得るためには、勤労に伴って被服費や知識・教養の向上などのための経費が必要となりますので、勤労収入から一定額を控除します。

※交通費、社会保険料などは、必要経費として、勤労収入から控除されます。

※下線部が変更点です。

(1) 基礎控除	⇒	働いて得た収入額に応じて 15,000 円～ 36,400 円程度の額
(2) 新規就労控除	⇒	12,600 円
(3) 20歳未満控除	⇒	11,600 円